

留意点

◎指定通所介護と第一号通所事業を一体的に実施する場合の取扱いについて

指定通所介護と第一号通所事業（緩和した基準によるサービス（通所型サービスA））を一体的に実施する場合の指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数の考え及びその際の指定通所介護事業所の利用定員の考え方については、以下のとおりです。

- 1 指定通所介護と第一号通所事業（緩和した基準によるサービス（通所型サービスA））を一体的に行う場合、指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数には、第一号通所事業（緩和した基準によるサービス（通所型サービスA））の利用者数は含めず、指定通所介護事業所の利用定員の利用者数にも含めません。
- 2 指定通所介護と第一号通所事業（旧介護予防通所介護に相当するサービス）を一体的に行う場合は、指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数に第一号通所事業（旧介護予防通所介護に相当するサービス）の利用者数を含めて計算し、指定通所介護事業所の利用定員の利用者数に含めることとなります。

出典 平成 27 年 4 月 1 日 事務連絡

「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A（平成 27 年 4 月 1 日）」の送付について 問 51